

令和8年度信州屋根ソーラー普及冊子制作業務委託仕様書(案)

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行う令和8年度信州屋根ソーラー普及冊子制作業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度信州屋根ソーラー普及冊子制作業務

2 目的

長野県は、2050年ゼロカーボン社会の実現に向け、住宅用太陽光発電設備（以下「屋根ソーラー」という。）の普及を推進している。また、現在「長野県地球温暖化対策条例」の改正を検討しており、新たに延床面積10m²超の新築建築物について、再生可能エネルギー関係設備の導入提案など、設計者から建築主への説明義務を創設する予定としている。本業務では、こうした状況を踏まえ、屋根ソーラーの性能及び導入によるメリットを県内に広く浸透させ、特に、新築住宅やリフォームを検討する層に対し導入を促すための冊子を制作する。

なお、本冊子は屋根ソーラーのメリットや必要性に加え、つくった電気を使う暮らしの心地よさなど、屋根ソーラー普及の機運醸成に資する内容を掲載し、住宅の高断熱・高気密化と併せて「未来につながる信州の住宅の形」を発信することを目指すものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年9月30日(水)までとする。

4 業務の内容

本業務では、ターゲットに応じて2種類の冊子を制作する。制作にあたっては、以下の共通留意事項を踏まえること。

（1）共通留意事項（全冊子共通）

ア ポータルサイトとの統一感

県ポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」の内容・イメージに沿い、統一的な印象となるよう配慮すること。（必要に応じ、サイトのイラストやキャラクター等を委託者が提供する）

URL : <https://www.yanesolar.pref.nagano.lg.jp/>

イ 県の施策との整合性

「長野県ゼロカーボン戦略」および「長野県地球温暖化対策条例（改正）」を踏まえた内容とすること。

- ・ゼロカーボン戦略（中間見直し）：

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/keikaku/chukanminaoshi.html>

- ・地球温暖化対策条例の改正：

URL : https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/joreikaisei_public.htm

ウ 屋根ソーラー普及の意義を分かりやすく解説し、冊子を受け取ったものが屋根ソーラーに関心を持つ内容とすること。

解説には、次のポイントを必ず盛り込む。

(ア)気候危機から県民の暮らしと地域経済を守り、未来に住み続けられる信州を残すため、再生可能エネルギーの普及が不可欠であること。

(イ)屋根ソーラーは景観・自然環境への影響が小さく、長野県に適した“環境と調和した再エネ導入手段”であること。

(ウ)屋根ソーラーは建物ごとに自立的に電気を生み出し、地域に分散した電源として防災力向上に寄与すること。

（2）冊子別の要件

ア 大人向け冊子

(ア)ターゲット

- ・20～60代の長野県民
- ・住宅新築・リフォーム検討層

(イ)制作方針

・屋根ソーラーの性能や導入メリットを分かりやすく紹介、設置意欲を高める内容とする。

- ・工務店が顧客説明に活用できる実務的な情報を含める。

(ウ)活用場面

- ・ポータルサイト掲載
- ・県庁出前講座、ゼロカーボンミーティング等での配布
- ・工務店からの提案時の配布

(エ)規格

- ・印刷：フルカラー両面
- ・ページ数：8～12ページ程度
- ・部数：10,000部

- ・サイズ、紙質：提案による

イ 子ども向け冊子

(ア) ターゲット

小学5年生以上

(イ) 制作方針

- ・屋根ソーラーの仕組みや意義を平易に説明し、子どもが興味を持てる構成とする。
- ・必要に応じてふりがなを付す。

(ウ) 活用場面

- ・県庁見学時などで配布
- ・ポータルサイト掲載

(エ) 規格

- ・印刷：フルカラー両面
- ・ページ数：8～12ページ程度
- ・部数：10,000部

- ・サイズ、紙質：提案による

5 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、ゼロカーボン推進課へ提出すること。

6 制作プロセス

以下の各プロセスにおいて、委託者と受託者で適宜打ち合わせをし、合意の上で制作を進めること。

- (1) 構成案の決定
- (2) 冊子案の作成
- (3) 校正（2回以上）
- (4) 校了

7 成果品等の納入

令和8年9月30日までに、以下のものをゼロカーボン推進課に納入すること。

- (1) 冊子の完成品（印刷用データ、PDFデータ及びプリントアウト）
 - ・大人向け冊子、子ども冊子 各10,000部
- (2) 冊子のイラスト、ロゴ等の素材データ、プリントアウト

8 完了検査

- (1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 本事業成果物等にかかる所有権や著作権は、原則としてすべて甲に帰属し、甲は事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、乙に留保するものとし、この場合、甲は権利留保物について、甲に使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

- (1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。

- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (7) 本事業で生じた一切の訴訟については乙の責任において対応するものとする。